

教育文化厚生協会たより		〒380-0838 長野市大字南長野字聖徳 593 / 7 番地 TEL : 026-237-8115 FAX : 026-234-2219 E-mail : info@kouseikyukai.com http://kouseikyukai.com
		発行 公益社団法人 長野県教育文化厚生協会
2023 年秋号	発行日 2023 年 11 月 30 日	

2023 年長野県教育研究集会開催される

長野県教育研究集会を 11 月 4 日、東御清翔高校とオンライン併用で開催しました。細尾俊彦研究集会委員長（高教組組委員長）の挨拶に続き、木村草太さん（東京都立大学大学院教授）に「憲法と学校」と題して記念講演をしていただきました。参加者はパブリックビューイングを含めて約 230 名でした。

木村さんは「子どもは人権の主体である。学校という制度は、子どもたちの教育を受ける権利を実現するためにある」と述べられ、憲法の観点から整理をされました。「国際人権規約、子どもの権利条約、そして日本国憲法では、子どもが教育を受ける権利は重要な人権であると定義している」とし、憲法が抽象的権利なのに対して、教育基本法と学校教育法は権利を具体化する法律だと解説されました。

講演に続く質疑応答の中で、学校現場が抱える課題や教育活動が法律とどのようにかかわっているのか、論点を明確にいただきました。学校の多忙化問題についても触れられ、「教員に時間的な余裕がない状況で教育が提供された時、十分な公教育が実現されない」という問題提起を、憲法の公教育の観点から提示することが必要と述べられました。参加者からは現場の子どもや生徒を思い浮かべながら、学校が子どもの権利の保障をどう実現していくのか意見が出され講演がより深まりました。

コロナ感染症のためにオンラインでの実施が 3 年間続きましたが、本年度は参集 7 分科会とオンライン 20 分科会の併用の形式での開催をしました。27 の分科会（14 教育課程と 26 高校改革は合同開催）と特設分科会に 350 名を超える参加者がありました。東御清翔高校に理科、図工・美術、書写・書道、学校保健、生活指導、教育条件整備、不登校、特設分科会の 7 分科会が集い、対面で議論を交わしました。



講師：木村草太さん



講演会パブリックビューイング会場



書写・書道分科会



生活指導分科会



学校保健分科会

支部教研推薦の 115 本(内高教組 36 本)のレポートが分科会に提出され実践の交流が行われました。本年度は参集式とオンラインの併用による分科会開催でしたが、今後の県教研の在り方を検討する必要があります。特設分科会は上田市の市民のみなさんが企画運営をしていただき、市民参加の県教研が実現しました。開かれた県教研の意味はますます大きくなっています。会場校を引き受けていただいた東御清翔高校にお礼を申し上げます。2024 年度は南信地区での開催です。

相談の窓 このコーナーでは寄せられた 主な相談事例を紹介します

相談事例①～休日出勤～

◇内容

面接時は、休日出勤は半年に 1 回との説明だったが、実際は 2 ヶ月に 1 度という頻度で、抗議をしても、人員不足を理由に理解を求められるだけ。所定労働日でないため希望休を出すこともできず、1 度組まれてしまうと、あとはパート同士での調整を求められます。

◆回答

勤務調整は使用者の責任です。応じる義務はありません。

相談事例②～業務内容～

◇内容

同業他社から転職。前職と同じ業務を担当するとの条件で採用されましたが、入ってみると様々な部署での勤務を命じられ、慣れない仕事は事負担が大きいので、当初の条件を守るよう求めましたが、拒否されました。同様の働き方をしているのが私だけで、不公平と感じます。

◆回答

契約書で業務が限定されていれば、契約違反となります。人手不足からこういった契約違反が横行しています。口頭の説明だけでなく、契約書も確認しましょう。